第二十八回国会衆議院

内閣委員会議録第三号

昭和三十三年二月十三日（木曜日）
午後一時四十三分開議

出席委員長　福永　健司君
理事高橋　等君　理事保科善四郎君
理事前田　正男君　理事山本　正一君
理事石橋　政嗣君　理事受田　新吉君
大坪　保雄君　大村　清一君
北　畠吉君　田村　元君
辻　政信君　中川　俊思君
永山　忠則君　船田　中君
西ケ久保重光君　淡谷　悠藏君
西村　力弥君　山崎　始男君

出席政府委員
内閣官房副長官　田中　龍夫君
内閣官房副長官　岡崎　英城君
自治政務次官　中島　茂喜君

委員外の出席者
専門員　安倍　三郎君

二月十一日
内閣法の一部を改正する法律案（内閣提出第四〇号）
同月十二日
国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第四二号）
自治庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第四七号）
同月十一日
建国記念日制定に関する請願（神田博君紹介）（第七六八号）
同外二十九件（綿貫彌三君紹介）（第七六九号）
同（田子一民君紹介）（第七七〇号）
同外一件（高橋禎一君紹介）（第七七一号）
同（古井喜實君紹介）（第七七二号）
同外五十三件（荻野豊平君紹介）（第八〇三号）
同（椎名悅三郎君紹介）（第八〇四号）
同外一件（白濱仁吉君紹介）（第八〇五号）
同（周東英雄君紹介）（第八〇六号）
同（竹山祐太郎君紹介）（第八〇七号）
同外九百八十四件（石坂繁君紹介）（第八四九号）
同外二十七件（綿貫彌三君紹介）（第八五〇号）
同外十件（前田正男君紹介）（第八五一号）
同外二件（林讓治君紹介）（第八五二号）
同（綿貫彌三君紹介）（第八七〇号）
靖国節制定に関する請願（池田清志君紹介）（第七七三号）
同（池田清志君紹介）（第八〇八号）
同外一件（床次徳二君紹介）（第八〇九号）
傷病恩給増額等に関する請願（池田清志君紹介）（第八〇〇号）
金鵄勲章年金及び一時賜金復活に関する請願（池田清志君紹介）（第八〇一号）
金鵄勲章年金復活に関する請願（麻生雄次君紹介）（第八〇二号）
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
内閣法の一部を改正する法律案（内閣提出第四〇号）
国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第四二号）
自治庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第四七号）

○福永委員長　これより会議を開きます。

内閣法の一部を改正する法律案を議題とし、これより審議に入ります。まず政府に提案理由の説明を求めます。岡崎内閣官房副長官。

内閣法の一部を改正する法律案

内閣法の一部を改正する法律
内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。
第十六条第一項中「三十六人」を「五十一人」に改める。

附　則
（施行期日）
1　この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
（暫定定員）
2　この法律による改正後の内閣法第十六条第一項の規定にかかわらず、内閣官房に置かれる第十四条の二に規定する職員（二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く。）の定員は、昭和三十三年九月三十日までの間は、四十四人とする。

理　由

内閣官房の事務を円滑に処理するため、職員を増員する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○岡崎政府委員　ただいま議題となりました内閣法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

内閣官房においては、内閣法第十二条の規定により、内閣の重要政策に関する情報に関する事務をつかさどっておるのでありますが、このうち特に情報の総合整理についての機能の向上をはかる必要があります。このため、内閣法第十六条第一項の規定を改正して、必要最小限度の職員として十五人を増員することにいたしたのであります。

以上がこの法律案を提出しました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○福永委員長　これにて提案理由の説明は終了いたしました。本案についての質疑は次会以後に譲ります。

○福永委員長　次に、国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、まず政府に提案理由の説明を求めます。田中内閣官房副長官。

国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案

国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律

国防会議の構成等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。
第八条第六項中「十二人」を「十三人」に改める。

附　則
この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

理　由

国防会議事務局の事務遂行の円滑を図るため、国防会議事務局の職員の定員を増加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○田中政府委員　ただいま議題となりました国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及びその概要を御説明いたします。

現在国防会議事務局は、局長一名、参事官二名その他事務職員等計十三名でありますが、事務局の業務を円滑に処理するため、参事官一名を増員いたす必要があると認め、これに伴う法律の改正をお願いいたすこととしたのであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○福永委員長　これにて提案理由の説明は終了いたしました。本案についての質疑は次会以後に譲ります。

○福永委員長　次に、自治庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府に提案理由の説明を求めます。中島政務次官。

自治庁設置法の一部を改正する法律案

自治庁設置法の一部を改正する法律

自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第六条及び同条の前の見出しを次のように改める。

（特別な職）

第六条　長官官房に官房長を置く。

2　官房長は、命を受けて長官官房の事務を掌理する。

第八条の見出しを削り、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　学識経験者のうちから任命される参与の任期は、二年とする。但し、再任されることができる。

第八条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

自治庁に、参与十人以内を置く。

第九条中第十六号を削り、第十八号を削り、第十七号を十六号とし、第十八号を十七号とする。

同条第十九号中「他部」を「他局」に改め、同号を同条第十七号とする。

第十二条第一号中「（地方税、入場譲与税、地方道路譲与税、特別とん譲与税並びに国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金、公社有資産所在市町村納付金、公社有資産所在都道府県納付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関するものを除く。）を企画し、及び立案すること。」を「を企画し、及び立案すること。（税務局の所掌に属するものを除く。）」に改め、同条第十号を同条第十三号とし、同条第九号の次に次の三号を加える。

十　地方公営企業法（昭和二十九年法律第二百九十二号）の施行に関すること。

十一　地方公共団体の財務に関係ある事務について報告を徴収し、調査し、及び助言すること。

十二　地方財政再建促進特別措置法の規定により地方公共団体の財政再建計画及びその変更を承認し、並びに同法の規定により、財政再建団体について、その財政を監査し、及び財政運営の改善のための措置等をすること。

第十五条第四項中「とすること。」を「とする。」に改める。

第二十三条の二に見出しとして「（新市町村建設促進中央審議会）」を附する。

第二十四条の二を削り、第二十四条の三を第二十四条の二とする。

附　則

1　この法律は、昭和三十三年六月一日から施行する。

2　この法律の施行の際現に参与である者で、学識経験者のうちから任命されたものは、改正後の第八条第三項の規定により任命されたものとみなし、その任期は、この法律の施行の日から起算する。

3　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

第十六条　削除

理　由

自治庁の所掌事務の円滑な遂行を図るため、長官官房に官房長を置き、長官官房と財政局の所掌事務について調整を加えるとともに、学識経験者のうちから任命される参与については任期を定めることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中島政府委員　ただいま議題となりました自治庁設置法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

自治庁の所掌事務は、自治庁が昭和二十七年に設置されまして以来、町村合併、地方財政の再建、新市町村の建設、地方税財政制度の改正等によりまして逐年著しく増加して参っております。この法律案は、これらの所掌事務の円滑な遂行をはかるため、長官官房に官房長を置くこととする等、自治庁の組織に若干の改正を加えようとするものであります。

以上が本法律案の提案の理由であります。次に、本法律案の内容の要旨について御説明申し上げます。

第一は、長官官房に官房長を置こうとすることであります。自治庁の所掌事務が増加して参ったことに伴い、所管行政の総合調整を強化し、また国会及び地方公共団体との間の連絡を緊密にする等の必要が増大して参りましたので、これらの活動の円滑化を期するため、長官官房に官房長を設置することといたしたのであります。

なをこれに関連いたしまして、現在長官官房の所掌とされている地方財政再建促進特別措置法関係の事務を財政局の所掌に移す等、長官官房と財政局の所掌事務に調整を加えることといたしたのであります。

第二は、学識経験者のうちから任命される参与について新たに任期を定めようとすることであります。参与は、自治庁の重要な庁務に関して、自治庁長官に意見を申し述べることを任務とし、地方公共団体の長及び議会の議長の全国的連合組織の代表者並びに学識経験者のうちから内閣総理大臣が任命することになっております。参与のうち地方公共団体の長及び議会の議長の全国的連合組織の代表者のうちから任命される者は、各連合組織における代表者の改選に伴い、随時交代いたしておるのでありますが、参与制度運用の経験にかんがみ、学識経験者のうちから任命される者につきましても、適当な時期に更新し得る道を開くことを必要と考え、二年の任期を定めることにいたしたのであります。

第三は、財政再建債消化促進審議会を廃止しようとすることであります。同審議会は、昭和三十年十二月、地方財政再建促進特別措置法の施行により自治庁に設置され、財政再建債の消化促進に努めて参ったのでありますが、その任務を終了いたしましたので、これを廃止することといたしたのであります。

以上が、自治庁設置法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○福永委員長　提案理由の説明は終了いたしました。本案についての質疑は次会以後に譲ります。

次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十一分散会

昭和三十三年二月十五日印刷　昭和三十三年二月十七日発行　衆議院事務局　印刷者　大蔵省印刷局